

工事共通仕様書

令和 7 年 7 月

秦野市

第1章 総 則

1 目 的

本仕様書は、秦野市が発注する工事を受注者が施工するに当たって、準用する共通仕様書等について、受注者がその他に認識すべき事項を定め、設計図書等に定められた工事目的物の品質及び出来形の確保と工事の円滑な進捗を図るためのものである。

2 適 用

- (1) 秦野市が発注する土木工事の施工に当たっては、神奈川県土木工事共通仕様書及び神奈川県土木工事施工管理基準書を準用する。この場合において、「神奈川県」とあるのは「秦野市」と読み替えるものとする。
なお、下水道工事の施工に当たっては、公益社団法人日本下水道協会発行の「下水道土木工事必携（案）」を準用する。
- (2) 秦野市が発注する水道工事の施工に当たっては、神奈川県企業庁企業局水道部水道工事標準仕様書及び電気・機械工事標準仕様書を準用する。この場合において、「神奈川県企業庁企業局水道部」とあるのは「秦野市上下水道局」と読み替えるものとする。
- (3) 秦野市が発注する建築工事の施工に当たっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書・公共建築改修工事標準仕様書・公共建築木造工事標準仕様書・建築物解体工事共通仕様書を準用する。

3 適用すべき諸基準

請負人は、設計図書等において特に定めのない事項については、次の文献等に準拠し、施工、品質管理等に努めること。

- (1) 土木工事
 - ア 神奈川県土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に準拠し、一部内容については、次のとおりとする。
 - (ア) 「神奈川県県土整備局工事等検査要綱」を「秦野市工事等の監理監督及び検査規程」と読み替えるものとする。
 - (イ) 使用する密粒度アスファルトコンクリートの骨材の最大粒径は、監督員の指示によるものとする。
 - イ 神奈川県土木工事施工管理基準に準拠し、一部内容については、次のとおりとする。
路盤及びアスファルト舗装の自主管理と検査の抽出度は、「秦野市工事検査技術基準」によるものとし、監督員と協議のうえ、実施すること。
 - ウ 公益社団法人日本下水道協会「下水道土木工事必携（案）」
 - エ その他、監督員と協議のうえ、必要と認められるもの
- (2) 水道工事
 - ア 神奈川県企業庁企業局水道部水道工事標準仕様書及び電気・機械工事標準仕様書に準拠し、一部内容については、次のとおりとする。

使用する密粒度アスファルトコンクリートの骨材の最大粒径は、監督員の指示によるものとする。

イ その他、監督員と協議のうえ、必要と認められるもの

(3) 建築工事

ア 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

イ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

ウ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築木造工事標準仕様書

エ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築物解体工事共通仕様書

オ その他、監督員と協議のうえ、必要と認められるもの

4 提出書類（共通仕様書と相違等がある部分）

(1) 建設業退職金共済関係書

工事請負金額が500万円以上の工事については、工事着手時に建設業退職金共済制度加入の場合は、建設業退職金収納届の写し、未加入の場合は、契約時の未加入理由書を提出し、監督員に確認を受ける。

また、完成検査提出書類として、建設業退職金証紙貼付実績報告書を提出する。

(2) 各種書類サイズの統一

工事請負契約関係等に定めた書類は、A4サイズ又はA3サイズとし、再生紙を使用する。ただし、工事写真帳は、監督員との協議によるものとする。

(3) 工事写真の提出部数及び形式

写真は、原則としてカラー写真とし、L（エル）サイズ（89×127ミリ）を標準とし、工事写真帳として工事完成時に1部を提出すること。また、電子納品とする場合は、神奈川県電子納品運用ガイドライン＜工事編＞【土木工事版】及び【建築工事版】（7工事写真）に準拠すること。

なお、国や県等が管理する道路、河川等の工事については、施設管理者に写真の提出が必要となるため、写真の記録方法や提出部数については、監督員と協議のうえ提出すること。

(4) 工事書類の簡素化・統一化を図るため、神奈川県土木工事書類作成マニュアルを準用し書類作成すること。

第2章 施工体制

1 現場代理人及び主任技術者（監理技術者）

(1) 現場代理人及び主任技術者（監理技術者）の選任

ア 受注者は、工事請負契約締結後、速やかに現場代理人（以下「代理人」という。）及び主任技術者又は監理技術者（以下「技術者」という。）を選任し、市へ届け出ること。

イ 主任技術者は、実務経験者（指定学科卒業者は規定の実務経験年数を、その他は10年以上の実務経験をそれぞれ有する者）又は、国土交通大臣が上記と同等以上と認定した者（施工管理技士等）でなければならない。

（建設業法第7条第2号）

ウ 監理技術者は、指定建設業（土木一式、建築一式、電気、管、鋼構造、ほ装、造園の7業種）では、1級施工管理技士又は国土交通大臣が定める試験に合格した者又は、国土交通大臣特別認定者建設業法等で定められた資格等を有していなければならない。指定建設業以外では、1級施工管理技士又は国土交通大臣が定める試験に合格した者又は、主任技術者の要件に該当する者でのうち、4,500万円以上の直接請負工事で2年以上の監督指導的な実務経験を有する者又は、国土交通大臣が上記と同等と認定した者でなければならない。

（建設業法第15条第2号）

(2) 代理人及び技術者の明示

ア 工事現場においては、会社名及び代理人（又は技術者）名の入った腕章を着用しなければならない。（図-1）

（図-1）

現場代理人（又は技術者）
会社名・現場代理人（又は技術者）名

（注）代理人と技術者を兼ねているときは、代理人の腕章をつけること。

イ 請負金額が4,000万円（建築一式工事は、8,000万円）以上の場合は、土木工事共通仕様書（1-1-1-10 施工体制台帳、3.名札等の着用）に準拠した名札も着用しなければならない。

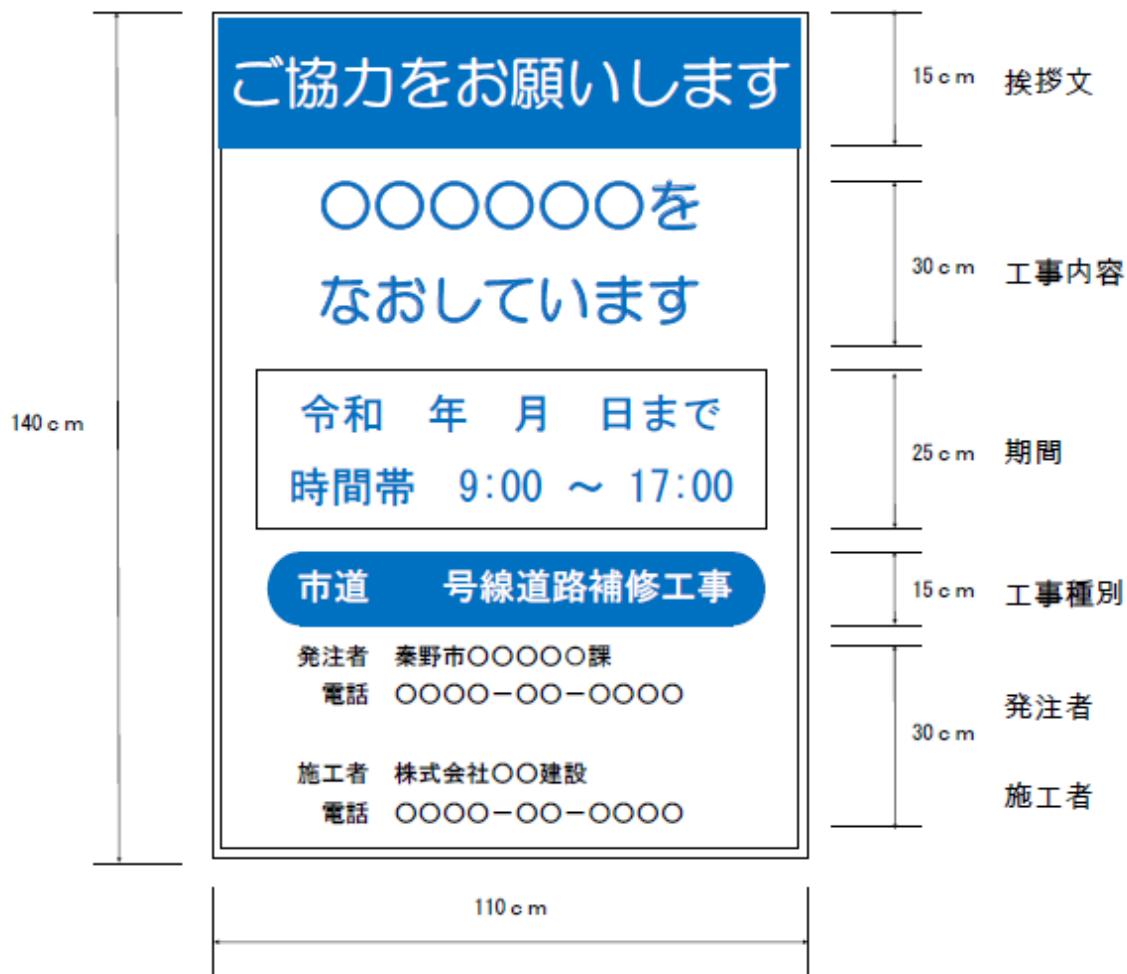
2 工事標識等の設置

(1) 受注者は、工事現場の一般通行人の見やすい工事起終点及びその必要箇所に工事標示板、迂回路等案内板、工事予告板及び警戒標識板等を設置し、安全管理に努めなければならない。

特に、道路に係る工事を行うときは、監督員及び所轄警察署と協議し、道路標識令、道路工事等における標示及び保安施設の設置基準に基づき、交通安全に必要な万全の処置を講じなければならない。

- (2) 受注者は、工事着手に当たり着手予告板を1週間前までに工事起終点等に設置し、監督員と協議し、着工時期の周知を十分行つたうえで着手しなければならない。
- (3) 工事標示板は、下記の事項を記入した大型の標示板（工事中標示板）を設置するものとし、下記の図を標準の仕様とする。
- ア 挨拶文
 - イ 工事内容
 - ウ 期間（工事を施工する実際の期間）
 - エ 工事種別（工事名を簡略）
 - オ 発注者名、電話番号（直通）
 - カ 施工者名、電話番号（本社または現場事務所）

工事中標示板（記載例）



(注1) 「挨拶文」、「工事内容」、「工事種別」は、工事ごとに監督員の指示による。なお、記載例は、神奈川県土木工事共通仕様書（参考資料）

2. 土木工事「工事中標示板について」を参考とする。

(注2) 合併工事については、主な工事種別を表示する。

第3章 その他

1 疑義等

不明な点又は疑義が生じた場合は、速やかに監督員へ報告し、工事打合せ簿等により、その都度、協議を行う。

2 その他

その他必要な事項は、その都度、監督員と協議を行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この仕様書は、平成18年4月1日から施行する。
(土木工事共通仕様書及び土木工事施工管理基準の廃止)
- 2 次に掲げる運用は、廃止する。
 - (1) 土木工事共通仕様書（昭和62年10月施行）は、廃止する。
 - (2) 土木工事施工管理基準（平成6年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この仕様書は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この仕様書は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この仕様書は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この仕様書は、令和7年7月1日から施行する。